5　Summary

⑴　Contracting Entity : Akihiro Tokuhiro The Obligating Officer, Director Administration Department, Japan Organization of Occupational Health and Safety Kibikougen Rehabiritation Center for Employment Injuries

⑵　Classification of the products to be procured : 22

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray fluoroscopy system 1 set

⑷　Delivery date : By 29, January, 2021

⑸　Delivery place : Kibikogen Rehabiritaition Center for Employment Injuries

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③　have Grade A or B or C or D in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Chugoku Region,

④　prove to have registered with therelevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate Business of selling medical appliancees,

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,

⑺　Time-limit of tender : 17 : 00　24, September, 2020

⑻　Contact point for the notice : Keiko Oogi Procurement Section, Accounting Division, Kibikogen Rehabiritation Center for Employment Injuries, 7511 Yoshikawa, Kibichuo-cho Kaga-gun Okayama-ken 716―1241 Japan TEL 0866―56―7141

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年７月31日

契約担当役

国立大学法人筑波大学

財務担当理事　勝野　頼彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

**○第８号**

１　事業概要

⑴　品目分類番号　22、31、34、41、42

⑵　事業名　筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業（以下「本事業」という。）

⑶　事業場所　茨城県つくば市天久保２丁目１番地１

⑷　事業概要　選定事業者は、ＰＦＩ法に基づき、陽子線施設（以下「本施設」という。）を整備し、陽子線治療装置等の調達及び運転・保守管理等を行う。

⑸　事業期間　事業契約締結の日から施設整備期間（設計、装置据付等を含む）のほか、陽子線施設の施設維持管理・運営期間は20年間とする。

２　競争参加資格

⑴　応募者の備えるべき資格要件

１）応募者の構成に関する要件　本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人で構成されるグループ（以下「応募者」という。）とする。応募者は、以下に定義する、ア代表企業及びイ構成企業により構成するものとし、応募者を構成する法人は、他の応募者を構成することはできない。

ア　代表企業　応募者は、グループを構成する企業の中から、業務全体の管理調整業務を主導的に行う代表企業１社（以下「代表企業」という。）を定め、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出時に明らかにし、応募手続きを行うものとする。なお、代表企業が下記イの㋐～㋒に示す各構成企業を兼ねることは妨げない。

イ　構成企業

㋐　施設整備構成企業　構成企業のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の者（以下「施設整備構成企業」という。）は、申請書等の提出時に明らかにすること。

㋑　陽子線治療装置等調達構成企業　構成企業のうち、陽子線治療装置及び周辺機器の調達業務を行う予定の者（以下「陽子線治療装置等調達構成企業」という。）は、申請書等の提出時に明らかにすること。

㋒　陽子線治療装置等の運転・保守管理構成企業　構成企業のうち、陽子線治療装置等の運転・保守管理業務を行う予定の者（以下「陽子線治療装置等の運転・保守管理構成企業」という。）は、申請書等の提出時に明らかにすること。

㋓　管理調整サポート構成企業　応募者は、業務全体の管理調整業務の一部を他の者（以下「管理調整サポート構成企業」という。）に行わせることができる。管理調整サポート企業は、申請書等の提出時に明らかにすること。

２）基本的参加資格要件　応募者を構成する企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

ア　国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）財務規則施行規程（平成30年法人規程第74号）（以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。

イ　財務規程第48条に規定する資格を有する者であること。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ　本事業の業務に係わっている者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業の業務に係わっている者は、野村ヘルスケア・サポート＆アドバイザリー株式会社、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、株式会社久米設計、株式会社綜企画設計である。ここで、一定の者と「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりである。以下同様とする。

㋐　資本面における関連

a　当該一定の者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有している者

b　当該一定の者に発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有されている者

c　当該一定の者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者

d　当該一定の者に出資総額の100分の50を超える出資をされている者

㋑　人事面における関連　当該一定の者において代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている場合における他の者

カ　最近１年間の国税（法人税等）を滞納している者でないこと。